

第5回 地方法人課税に関する検討会

議事次第

〔平成30年10月24日(水)
10:00～11:30
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議事

- (1) 新たな偏在是正措置に係る対象税目について
- (2) 譲与税化と交付税原資化
- (3) 地方税財政の現状等③

3 閉会

配布資料

- (資料1) 新たな偏在是正措置に係る対象税目について
- (資料2) 譲与税化と交付税原資化
- (資料3) 地方税財政の現状等③

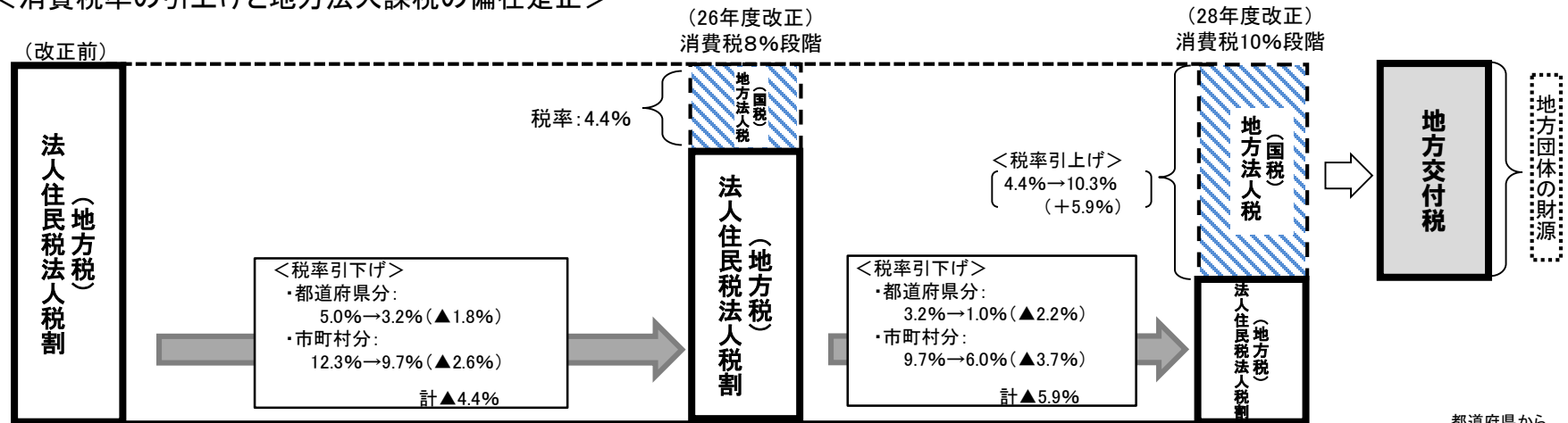
新たな偏在是正措置に係る対象税目について

新たな偏在是正措置に係る対象税目の考え方①

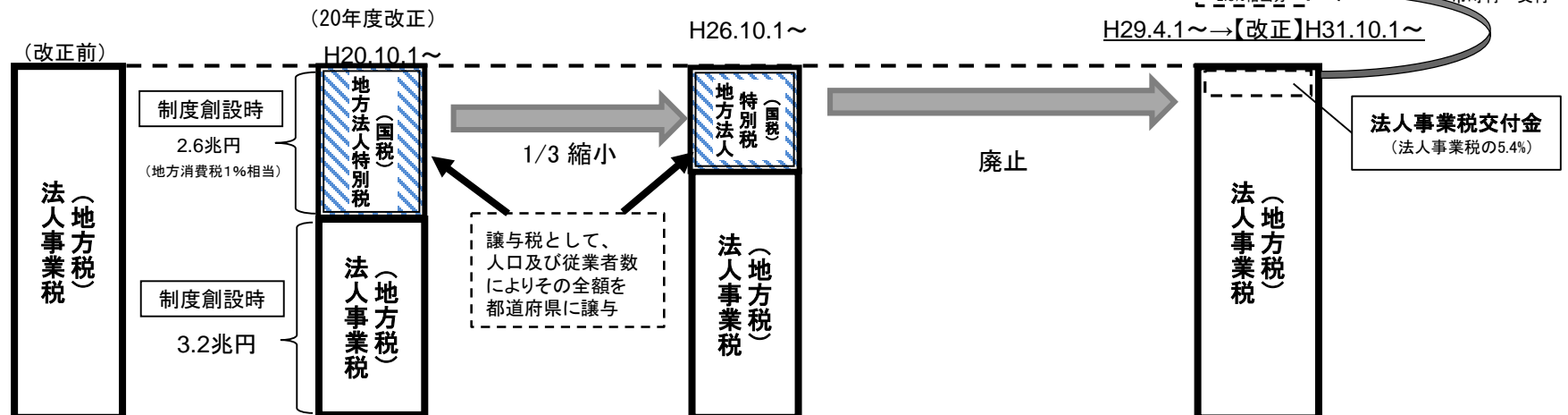
○ 平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

<消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正>



都道府県から市町村へ交付



(参考) 現行の地方法人特別税・譲与税制度の位置付け

地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)(抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

衆議院本会議 平成20年2月19日 福田内閣総理大臣答弁

○内閣総理大臣（福田康夫君）

この地方税の偏在是正措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実、地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととし、それまでの間の暫定措置として講じることとしたものであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）（抄）

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止）

第九条 地方法人特別税等に関する暫定措置法は、廃止する。

新たな偏在是正措置に係る対象税目の考え方②

第2回検討会（地方三団体ヒアリング）における主な意見

[全国知事会・石井委員]

- （既に決まっている消費税率10%段階での地方法人特別税・譲与税の廃止と、現在検討している新たな偏在是正措置との関係の考え方について）知事会としてもこれからの議論であるが、個人的には、法人住民税については交付税原資化の措置が既にセットされており、それだけでは偏在是正効果の実効性が十分ではないならば、法人事業税が重要な検討対象となるのではないか。

[全国市長会・三木委員]

- 検討に当たっては、法人住民税は大幅な交付税原資化が既に決まっていることから、与党税制改正大綱を踏まえ、法人事業税について検討を行うことが重要。

[全国町村会・汐見委員]

- 地方法人特別税・譲与税の廃止に伴う法人事業税への復元は、単なる実施では格差が広がるだけ。
- 新たな偏在是正措置は法人事業税を用いて行うのが適当。また、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すべき。

新たな偏在是正措置に係る対象税目の考え方③

検討の視点

- 地方税収が増加し、地域間の財政力格差が拡大する中、消費税率10%段階において、地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、法人事業税に復元されれば、さらに財政力格差が拡大すること。
- 法人住民税法人税割については、地方消費税率の引上げと併せて大幅な交付税原資化を講じている最中であること。
 - ・消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の都道府県分の税率は1%
- 市町村の財政規模は、都道府県と比べて相対的に小さいため、その財政運営への影響について配慮が必要であること。

考え方

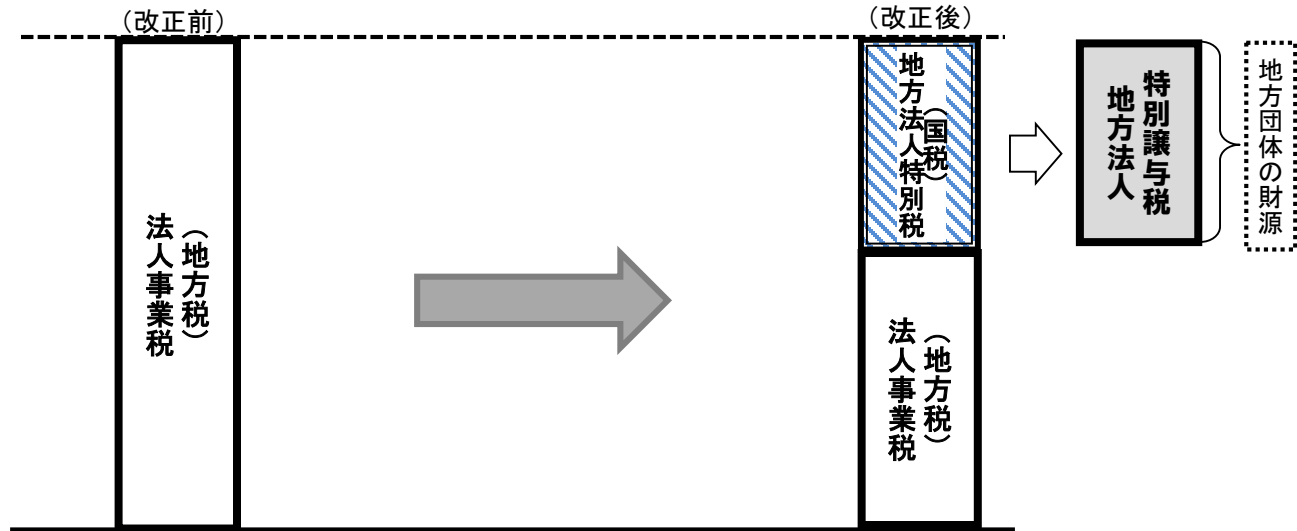
地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置については、法人事業税を対象税目として考えることとしてはどうか。

譲与税化と交付税原資化

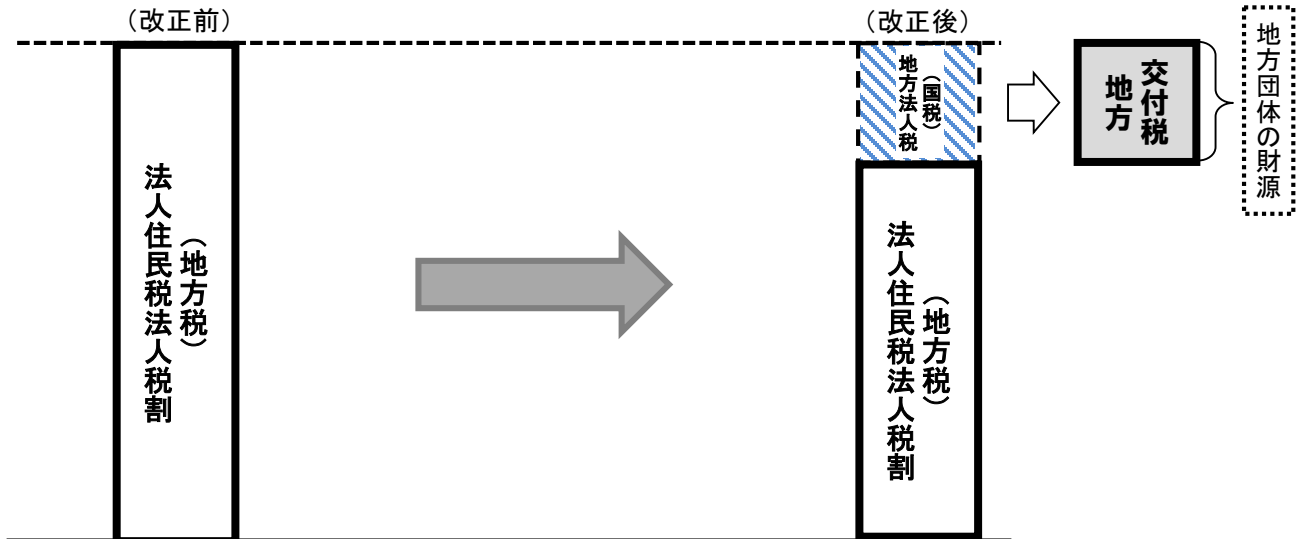
これまで採られた偏在是正の基本的な仕組み
(第4回検討会資料「地方譲与税と地方交付税」より)

(参考)近年において採られた偏在是正の手法

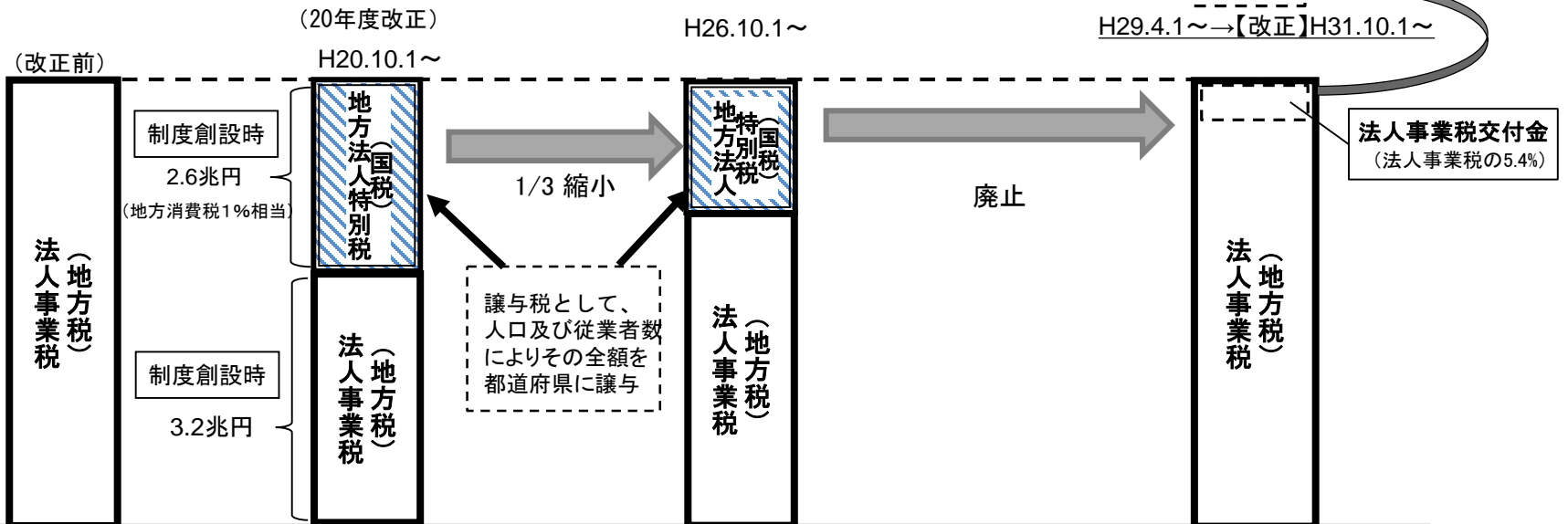
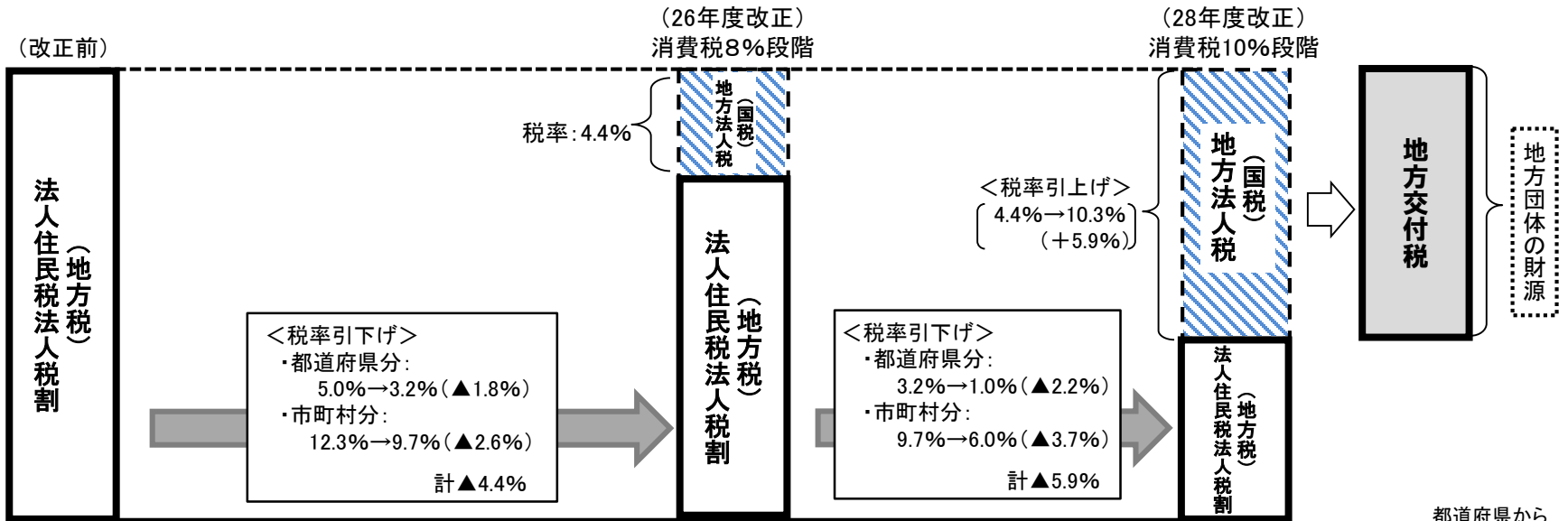
譲与税化の手法



交付税原資化の手法



(参考)消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正



地方法人特別税・譲与税の概要

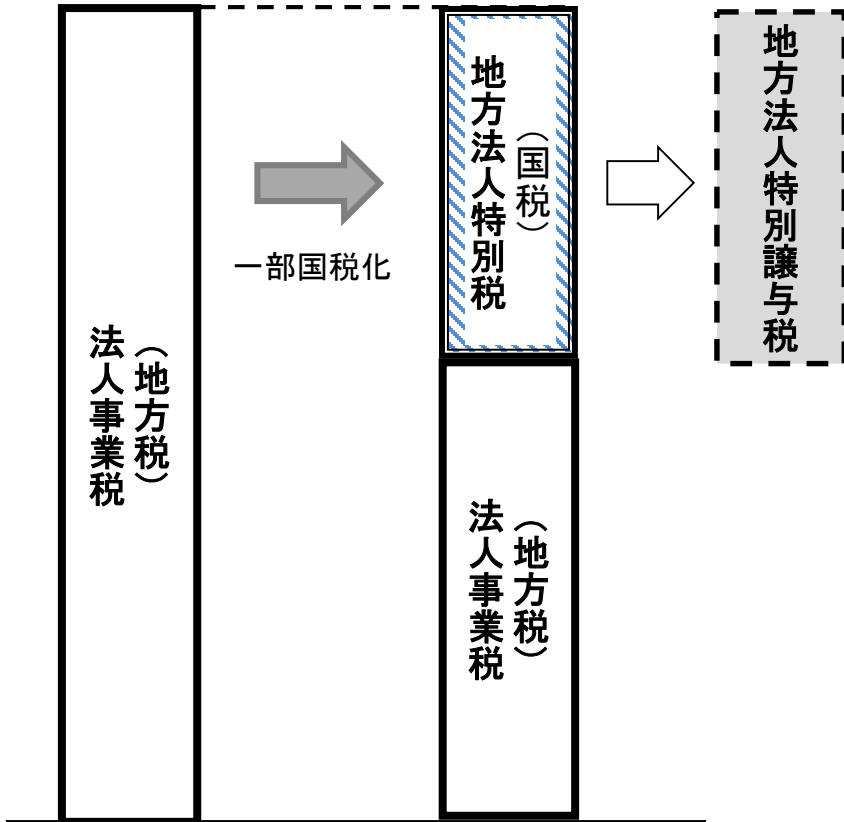
○地方法人特別税

趣旨・目的	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施
課税主体	国 ※都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収(法定受託事務)
納税義務者	法人(法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者)
課税客体	法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額
課税方式	申告納付 法人事業税の申告の例により、法人事業税の申告と併せて申告納付。 都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込む。
課税標準及び税率	外形標準課税対象法人 : 基準法人所得割額(法人事業税所得割の額)、414.2% 外形標準課税対象外法人: 基準法人所得割額、43.2% 収入金額課税対象法人 : 基準法人収入割額(法人事業税収入割の額)、43.2%

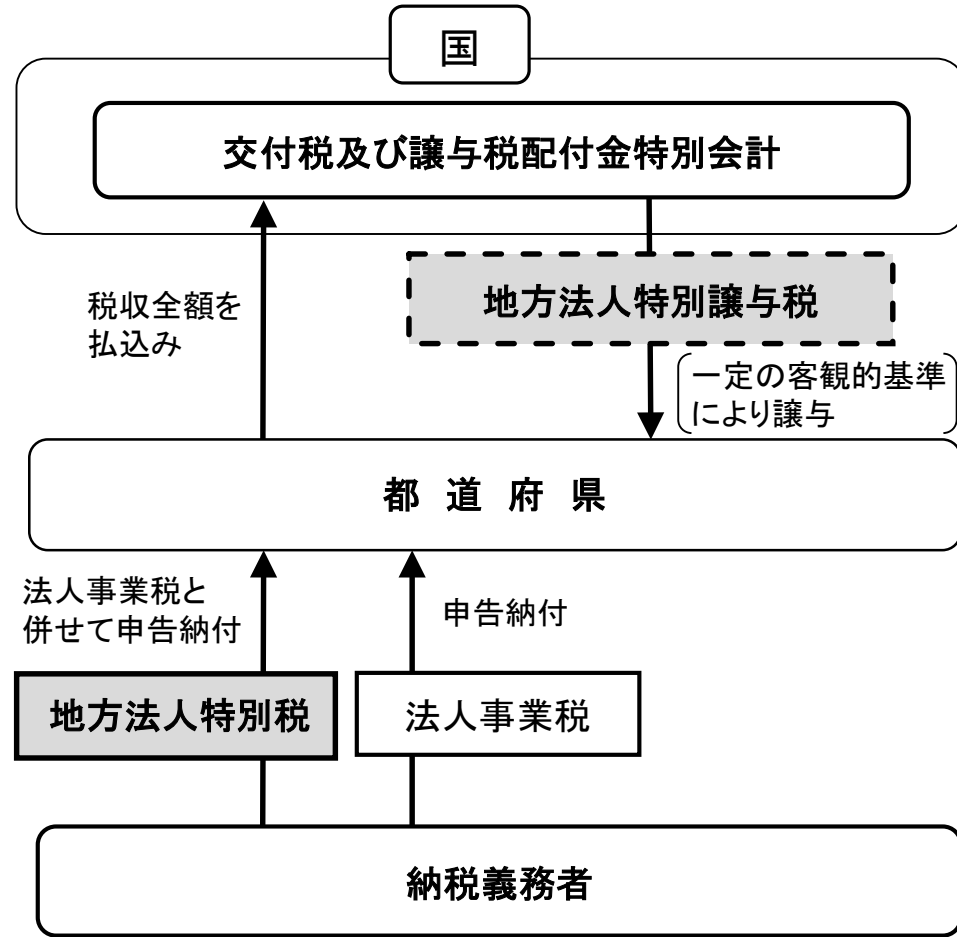
○地方法人特別譲与税

譲与総額	地方法人特別税収入額の全額
譲与団体	都道府県
譲与基準	1/2: 直近の国勢調査における人口 1/2: 直近の経済センサス基礎調査における従業者数
用途	条件・制限無し
譲与時期	5・8・11・2月

<地方法人課税の譲与税化>



<申告納付・払込み・譲与の流れ>



譲与税の地方の実質的税源としての位置付け

衆議院総務委員会 平成20年2月22日 増田総務大臣答弁

まず、今回の地方法人特別税でございますが、形式上は、形の上では国税という形をとっております。

問題は、なぜこういう形で偏在是正をしなければいけないのかということにかかっておりまして、応益性というのが地方税の大原則であるわけでございまして、それぞれから取る税で何かサービスを提供する、この関係ですね、応益性という関係があるわけでございますが、その関係をずっと突き詰めていきますと、どうしても税の偏在というものがますます大きく広がっていくような形になっていく。したがって、形式上は国税という形で、まさに言葉としては再配分をするような形をとらせていただきましたけれども。

しかし、これは、大きく考えますと、地方税の偏在是正をするために新たにつくった税であるということ、そういう税の創設目的と、それから、徴収のやり方も、現実に地方税である都道府県の法人事業税と賦課徴収する形で、一体としてこういうふうに納めていただくということからして、実質的に我々は地方の税源そのものであるというふうに考えております。

『改正地方税制詳解』（平成20年 財団法人地方財務協会）

また、地方法人特別税は、国が課税権を有するため、地方税ではなく国税である。しかし、都道府県税である法人事業税の一部を分離し創設される税であること、地方税収の偏在を是正するため税収を都道府県に一定の基準で還元する目的で創設される税であること、都道府県が引き続き法人事業税と併せて賦課徴収する税であること、これに伴い、新たな法律案では国税に適用される国税通則法を適用しないことにしている他、国税徴収法の適用に当たっては地方税とみなすなどとしていることから、実質的に地方の税源と考えられるものである。

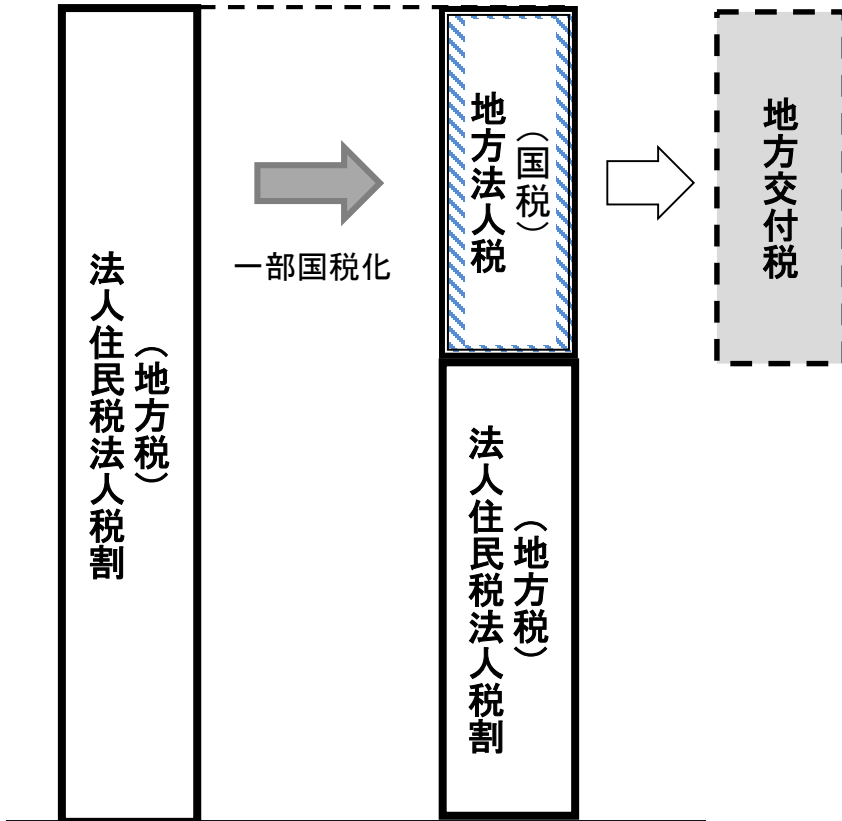
地方法人税(法人住民税法人税割の交付税原資化)の概要

○地方法人税

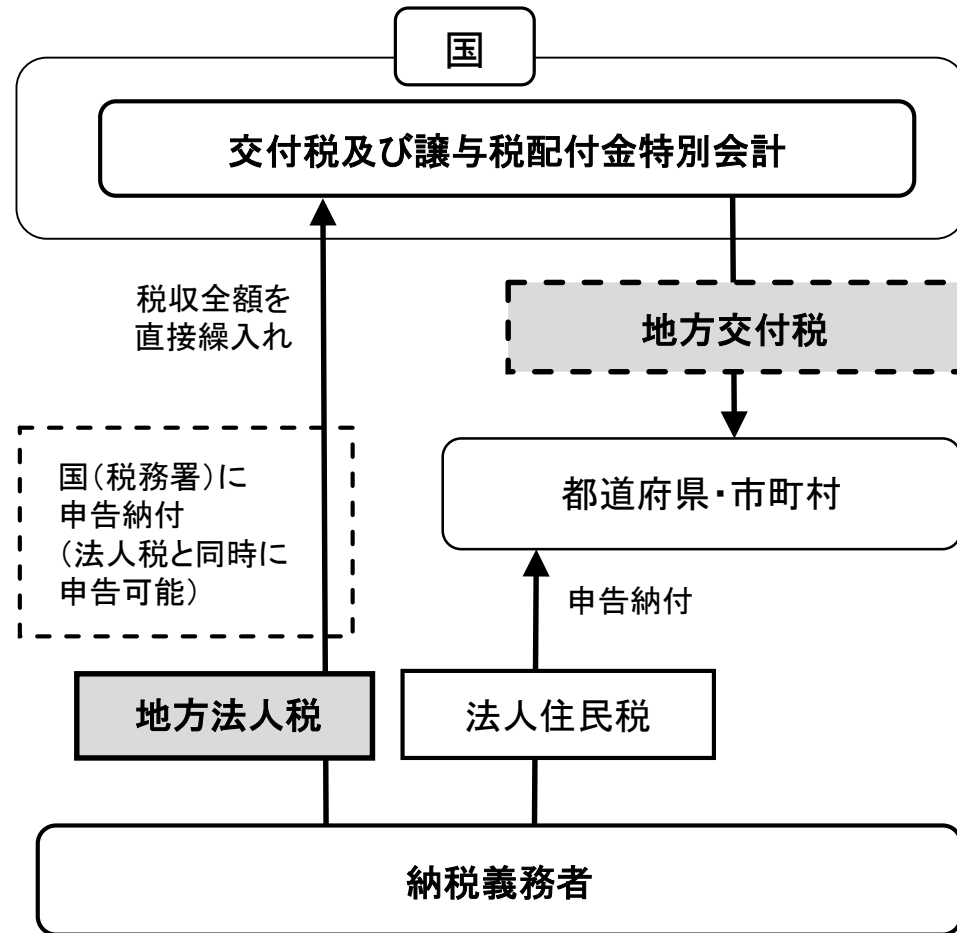
趣旨・目的	地方交付税の財源を確保するため
課税主体	国
納税義務者	法人(法人税の納税義務者)
課税対象	基準法人税額(法人税の確定申告書を提出すべき法人の各事業年度の所得に対する法人税の額 等)
課税方式	申告納付
課税標準及び税率	課税標準法人税額(基準法人税額)、4.4%

- 法人住民税法人税割の交付税原資化では、新たに創設した地方法人税について、課税ベースを法人税に合わせることにより、納税者は法人税と同時に申告納付し、国が賦課徴収する仕組み。

<地方法人課税の交付税原資化>



<申告納付、交付等の流れ>



地方法人税(交付税原資化)の位置付け(地方の税財源としての性格)

衆議院予算委員会第二分科会 平成26年2月26日 新藤総務大臣答弁

今回の税制改正は、税制抜本改革法の規定を踏まえて、地方消費税の充実によって地域間の財政力格差の縮小を図る、地域間の財政力格差が拡大してはならない、こういう観点から、偏在性の大きい法人住民税の法人税割の一部を地方法人税として国税化をする、国税化はしますが、その税込額は地方交付税の原資に繰り入れる、全額地方のために使う、こういうふうになっているわけでありまして。

法人住民税の国税化は、地方消費税の税率引き上げにより地方の税財源が拡大する中で行うものでありますから、そして、国税化された税込額は地方の固有財源として交付税に使われるわけでありまして、逆に、地方の貴重な税財源の充実になっていく。それは、財政力の弱い自治体にとっては財政運営の自主性と自律性が高まるという意味においては、その部分においての地方分権というのは逆に自律性が高まるんだ、このように私は理解をしております。

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(4) 具体的な対応策

(略)

したがって、当検討会としては、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定(「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」)に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引き上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべきであると考えている。(略)

この場合、法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税の原資に国税化された額の全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはないことに留意する必要がある。(略)

交付税及び譲与税配付金特別会計への直接の払込みについて

地方交付税原資

【国徴収】

所得税 : 33.1%
法人税 : 33.1%
酒 税 : 50%
消費税 : 22.3%

【国徴収】

地方法人税 : 全額

地方譲与税財源

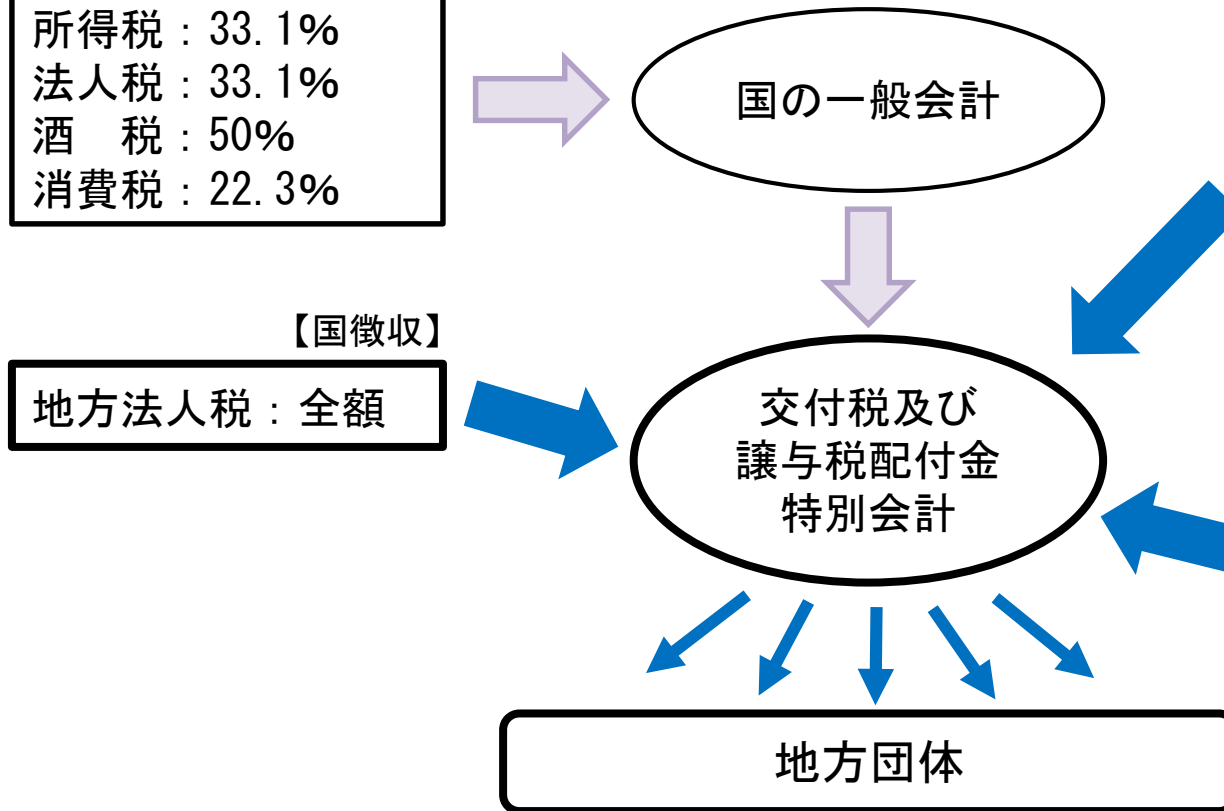
【国徴収】

地方揮発油税 : 全額
特別とん税 : 全額
石油ガス税 : 1/2
自動車重量税 : 1/3(※1)
航空機燃料税 : 2/13(※2)

(※1) 当分の間、407/1000
(※2) 平成31年度まで2/9

【地方徴収】

地方法人特別税 : 全額
森林環境税(仮称) : 全額



平成30年3月2日 参議院予算委員会 野田総務大臣答弁 (抄)

地方税の充実と併せて、補完的に偏在を是正する観点から、地方譲与税や地方交付税の原資とするために地方法人特別税や地方法人税を国税とする仕組みを取り入れてきたところですが、この仕組みにおいては、税金は交付税及び譲与税配付金特別会計に直入して、そして全額を譲与、交付することで地方の固有の財源であることを明確にしているところです。

譲与税化と交付税原資化について

第4回検討会(地方譲与税と地方交付税)における委員からの主な意見

- 偏在是正の手法として、大きく譲与税化と交付税原資化の手法があることが理解できた。
- 新たな偏在是正措置については、都市と地方が支え合う、持続可能な社会の構築に向けて、実効性のある措置としていただきたい。
- 地方譲与税についての考え方は次第に変化してきており、近年、新たな類型が増えてきているものと理解した。
譲与税化と交付税原資化については、今後、両者のメリット・デメリットをはじめ様々な論点について考えていく必要がある。
- (具体的な方策については今後の議論であるが、)今後の検討を進める上では、これまでの仕組みと同様に、地方税財源としての性格を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することは必要となるのではないか。
また、納税者である法人や、地方団体が行う課税実務にも配慮した検討が必要となるのではないか。

(1) 譲与税化する場合の留意点

(地方譲与税の性格の観点等から)

- これまでの偏在是正措置においても、地方税の一部を譲与税化したものについては、「実質的な地方税源」とされており、地方税財源として、より地方税に近い性格を有する。

(地方団体の立場から)

- 地方譲与税は、各地方譲与税がそれぞれ客観的な指標に基づいて譲与されるため、譲与税化された財源の再配分の状況が明確。
- また、あらかじめ設定された客観的な指標に基づいて譲与されるため、地方団体において、収入に対する予見可能性が高い。
- 地方譲与税は、(対象税目を法人事業税とする場合に)賦課徴収を担う不交付団体にも譲与される。

(偏在是正効果の観点から)

- 地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、交付税原資化と比較して、一定の偏在是正効果を得る場合に必要となる地方税の譲与税化の規模が大きくなる。

(2) 交付税原資化する場合の留意点

(地方団体の立場から)

○ 交付税原資化の場合、地方交付税総額の一部となり、また、地方交付税は地方団体の財政需要と収入の状況に基づいて交付されることから、交付税原資化された財源だけを取り出して、どの地方団体にどれだけ配分されるか特定しがたいとの指摘があり得る。

○ 地方交付税は、(対象税目を法人事業税とする場合に)賦課徴収を担う(注)不交付団体には交付されない。

(注) 法人事業税は、社会保険診療報酬の実質非課税措置など、法人税とは課税ベースが大きく異なるため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するために創設された「地方法人税」のように国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。

○ 全ての都道府県において地方税の大幅な減収が一旦生じるため、留保財源部分も含め、財源措置が確実になされるのか財政運営上の懸念を抱かれる可能性がある。

(注) 法人住民税の一部交付税原資化は地方消費税の税率引上げとセットの措置であることに留意が必要。

(偏在是正効果の観点から)

○ 交付税原資化は、同規模の措置を講ずるとすると、譲与税化と比較して、偏在是正効果が大きい。

譲与税化と交付税原資化の考え方

検討の視点

- これまでの偏在是正措置において、譲与税化も交付税原資化も、いずれも地方税財源としての性格を明確にしてきているところであるが、地方税の一部を譲与税化したものについては「実質的な地方税源」とされており、より地方税に近い性格の地方財源と考えられること。
- 地方譲与税は、各地方譲与税がそれぞれ客観的な指標に基づいて譲与されるため、財源の再配分の状況が明確であるとともに、収入に対する予見可能性が高いと考えられること。
- 地方交付税は、賦課徴収を担う不交付団体に交付されないが、地方譲与税は、不交付団体にも譲与されること。
- 一方で、地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、一定の偏在是正効果を得る場合に必要となる地方税の譲与税化の規模が、不交付団体に交付されない交付税原資化の場合と比較して、大きくなること。

考え方

地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の方策については、譲与税化により実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることとしてはどうか。

一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討することとしてはどうか。

地方税財政の現状等③

いわゆる一般財源総額実質同水準ルールについて

- 地方財政については、平成23年度以降、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールがある中で、交付団体では、社会保障関係費等の増加に対し、事業の選択と集中など財政運営努力により財源を確保し、対応してきている。

- 財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定) (抄)

II. 具体的な取組

3. 中期財政フレーム

(2) 歳入・歳出両面にわたる取組

③歳出面での取組

財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(中略)

なお、2. (5)の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(平成25年8月8日閣議決定) (抄)

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1. 基本的な取組

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点から踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定) (抄)

第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

(1)集中改革期間と中間評価

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までに、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

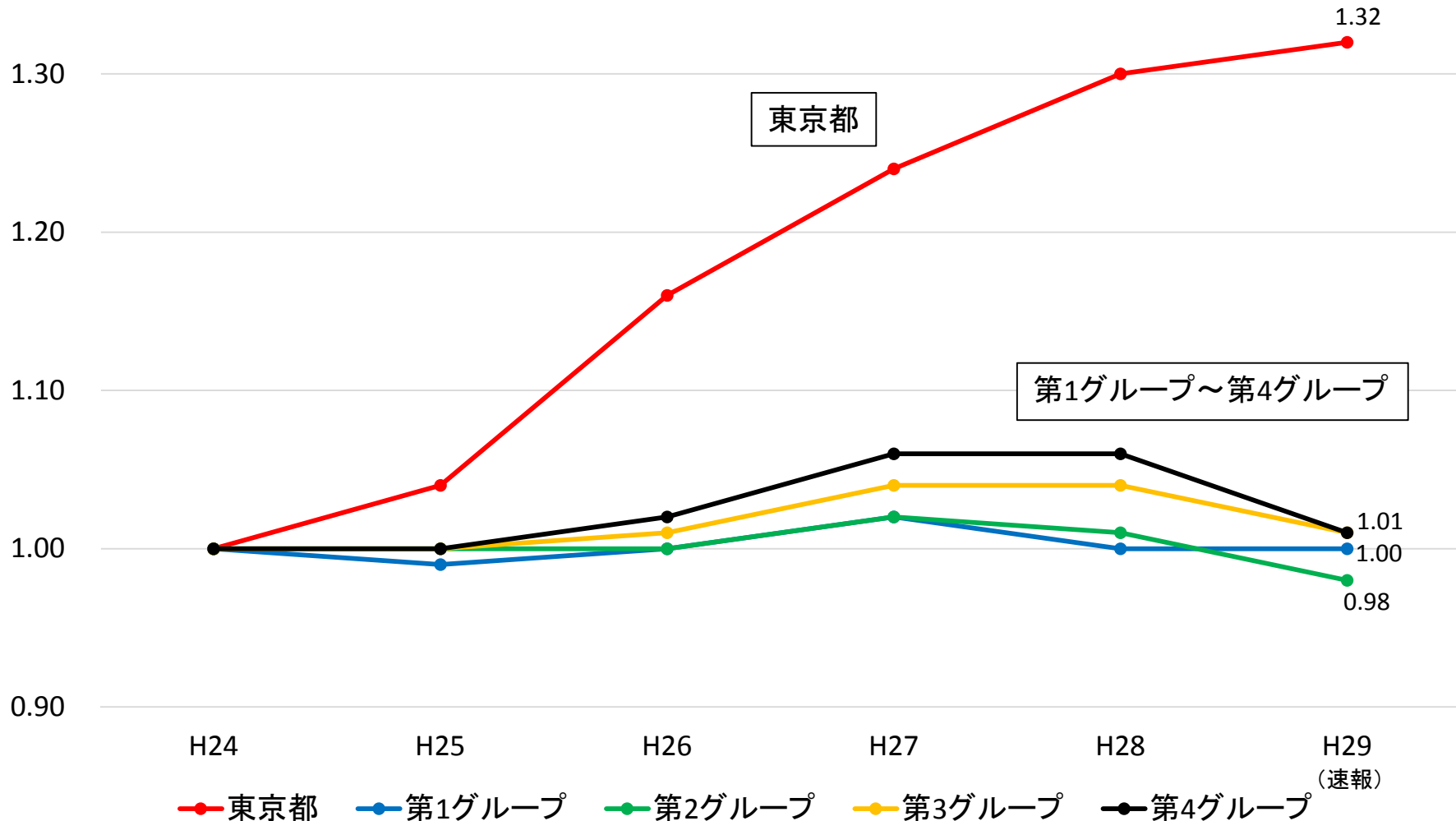
3. 新経済・財政再生計画の策定

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み) (抄)

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

都道府県の一般財源の推移



※1 H24年度の標準財政規模(標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模)を基準として指数化。

※2 H30年度普通交付税算定上の「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除した数値で、東京都以外の団体を下記のとおり分類。

第1グループ(0.4未満) : 青森県、岩手県、秋田県、山形県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2グループ(0.4以上0.5未満) : 北海道、新潟県、富山県、福井県、山梨県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、熊本県

第3グループ(0.5以上0.7未満) : 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県

第4グループ(0.7以上) : 埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府

※3 平成29年度については、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う影響がある。

都道府県の人口1人当たり地方税・基金残高・地方債残高(H29決算速報)

○ 不交付団体では、地方税収や基金残高が交付団体に比べ大きく、一方で、地方債残高は交付団体の半分以下となっている状況。

地方税

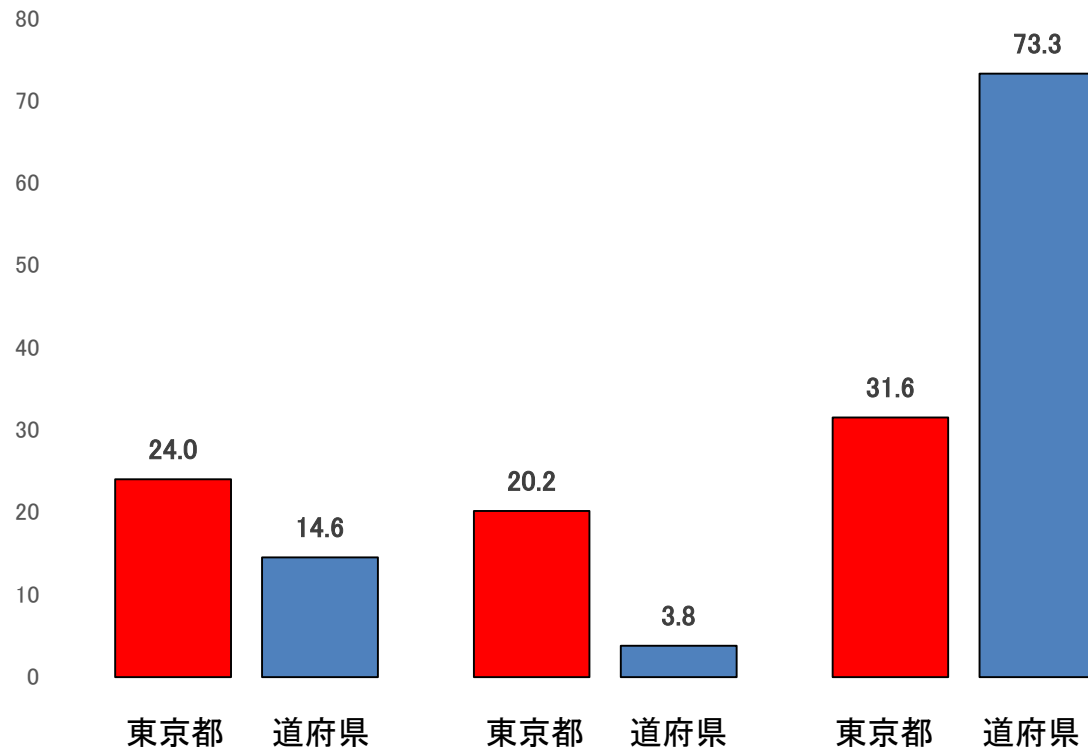
基金残高

地方債残高

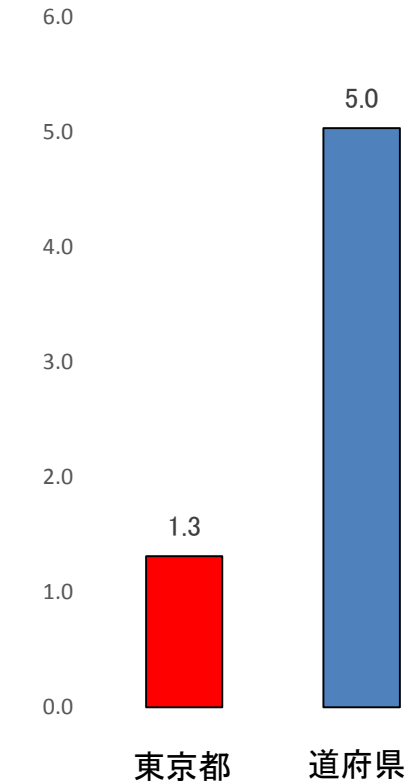
$\frac{\text{地方債残高}}{\text{地方税}}$

$\frac{\text{地方債残高}}{\text{基金残高}}$

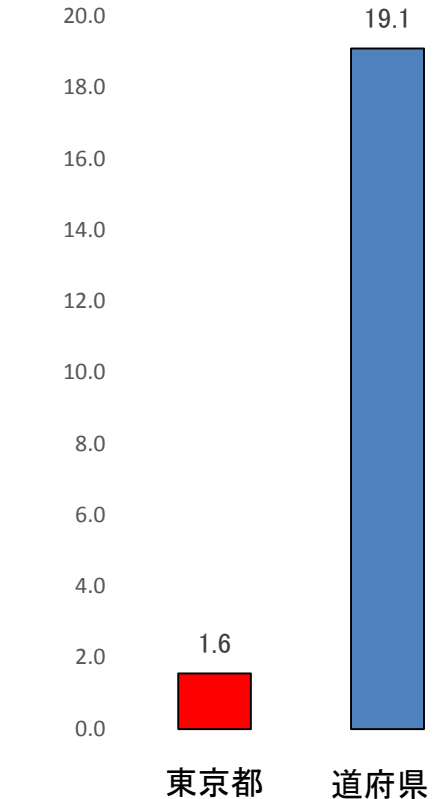
(万円)



(年)



(倍)

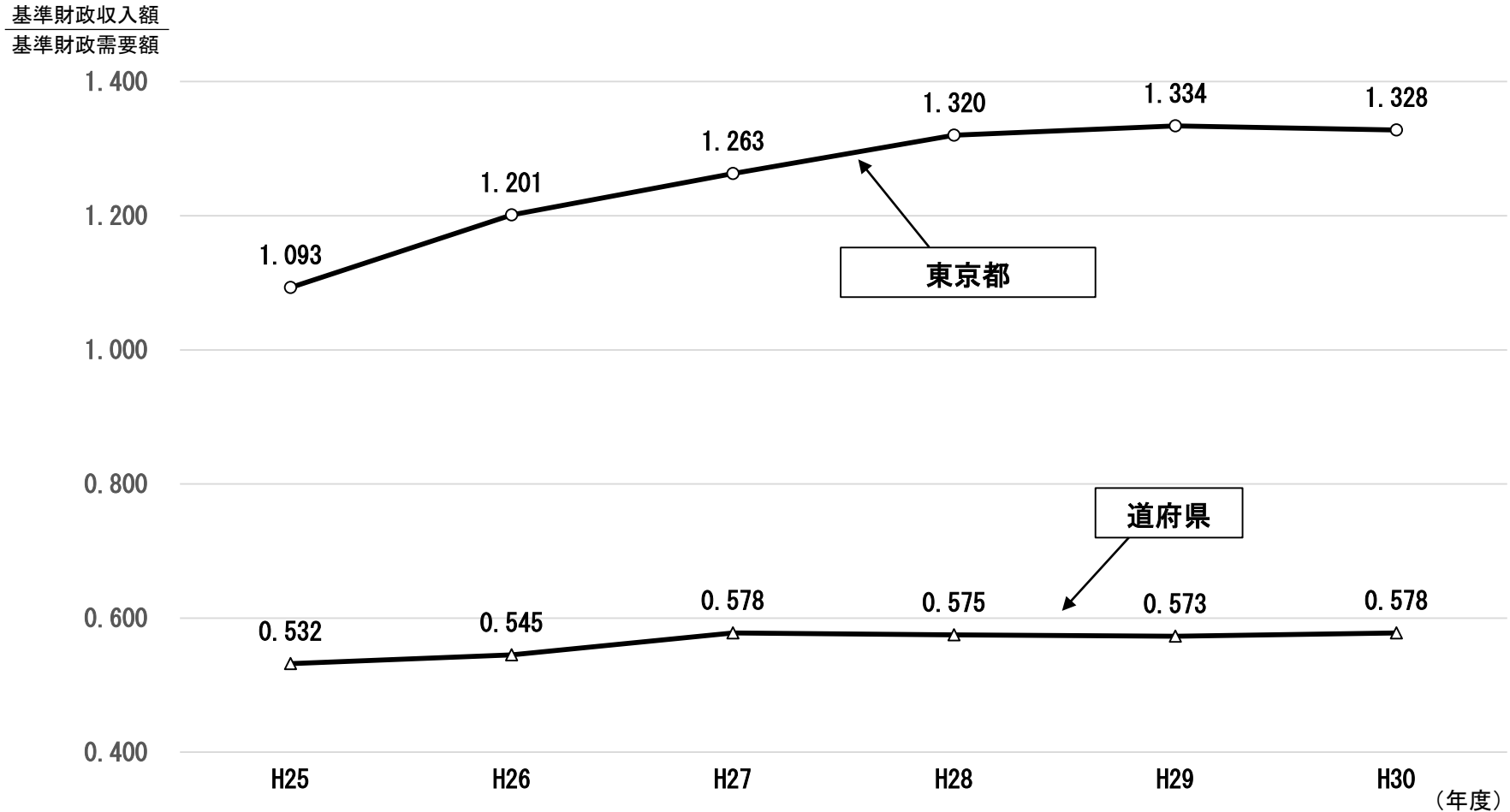


(注) 1 「地方財政状況調査」により作成(平成29年度速報値)。
 2 地方税は、地方税(超過課税及び法定外税を除く)及び地方法人特別譲与税の合計。
 3 東京都の地方税は、特別区において都税として徴収する市町村税相当額を除く。

参 考 资 料

東京都と道府県の財政力の状況の推移（H25～H30）

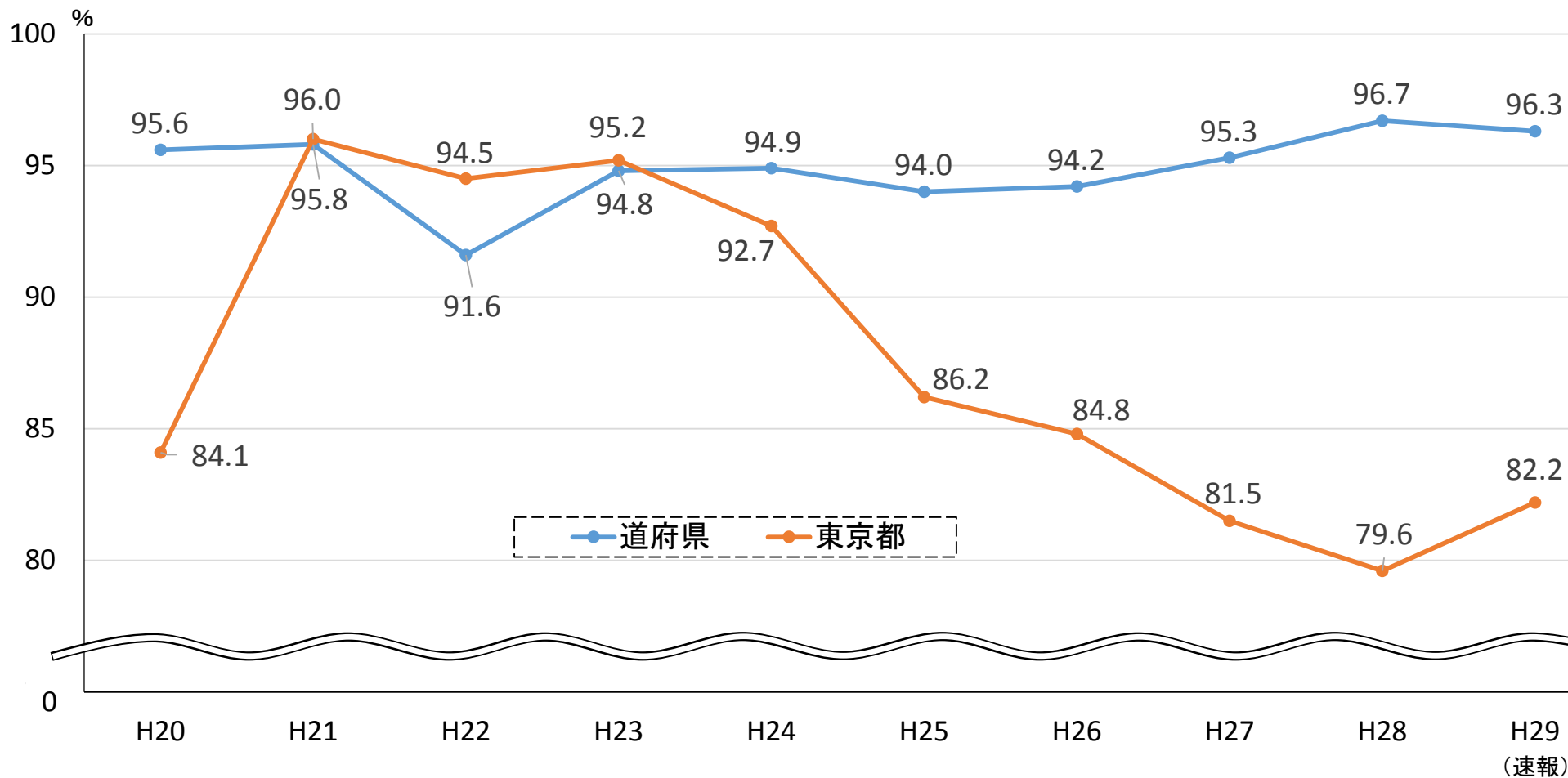
以下は、単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の推移。



- ※1 道府県の数値は、東京都を除く全道府県の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額の合計値で除した得た数値である。
- ※2 東京都の数値は、都と特別区の基準財政収入額の合計値を都と特別区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

経常収支比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

「経常収支比率」…一般財源をどれだけ義務的な経費に使っているかを示し、財政構造の弾力性を判断するための指標。（比率が低いほど、財政構造の弾力性が高い。）

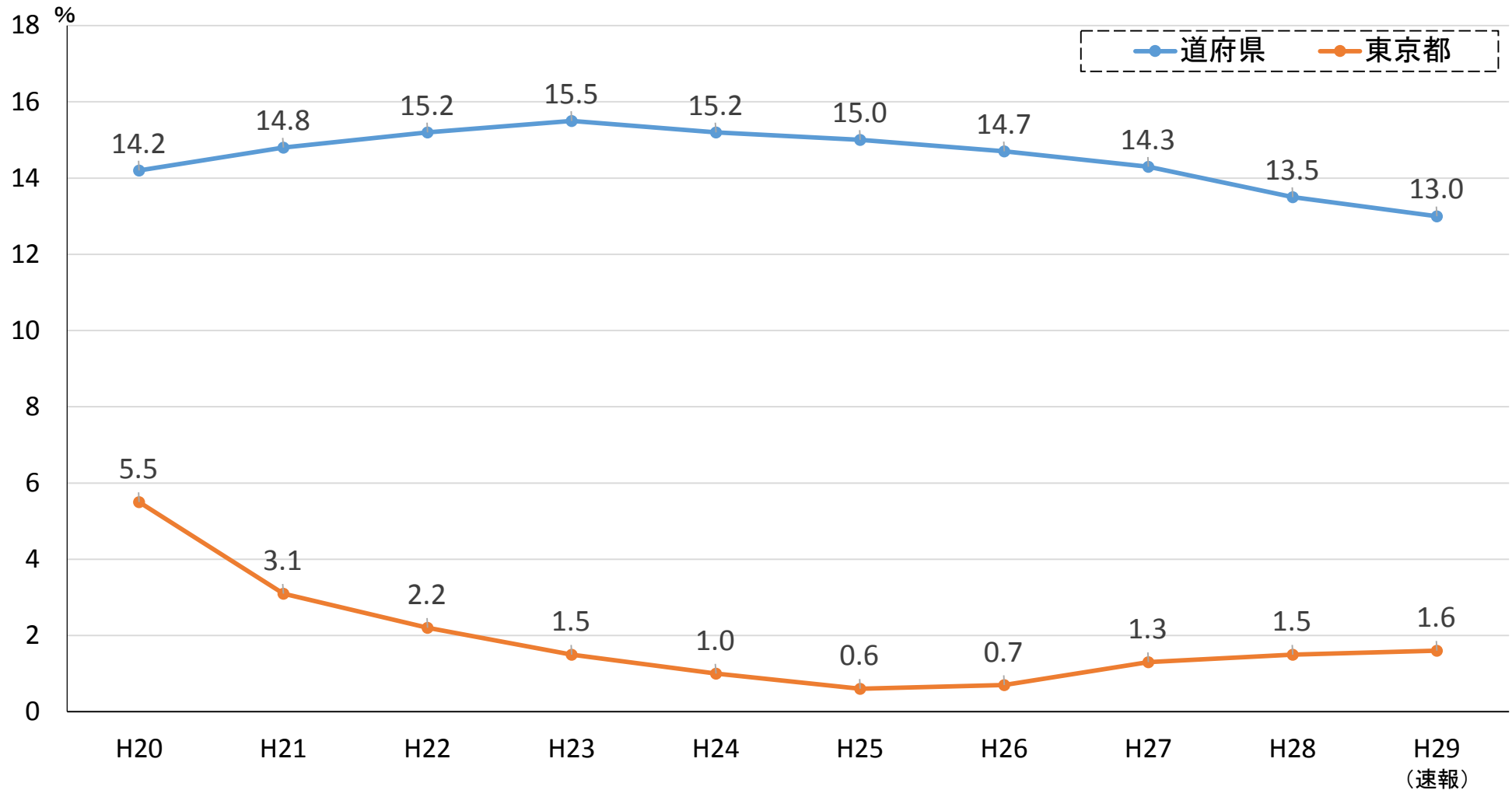


※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

実質公債費比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

「実質公債費比率」…地方公共団体の普通会計が負担する公債費の標準財政規模に対する割合。

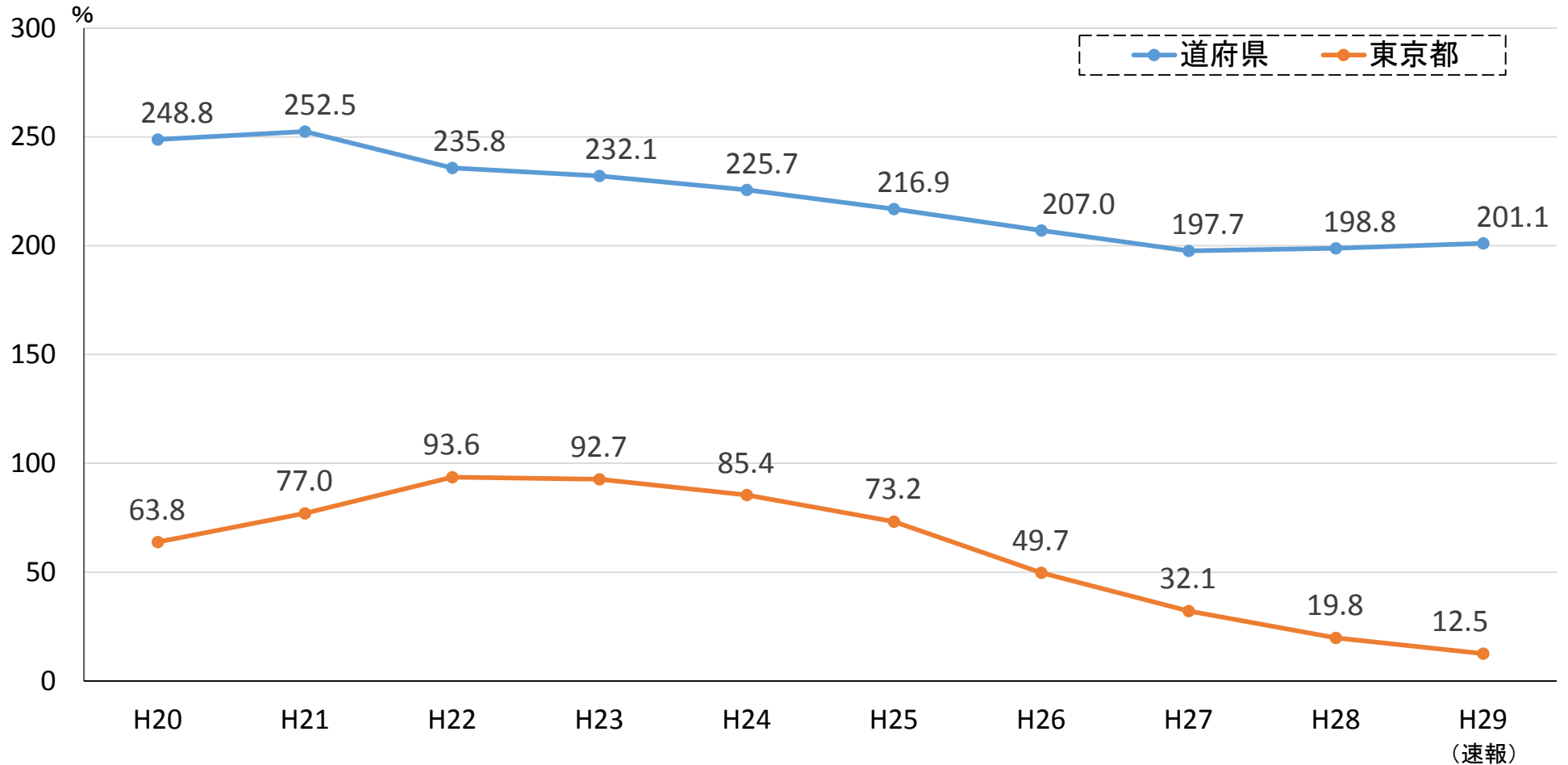


※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

将来負担比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

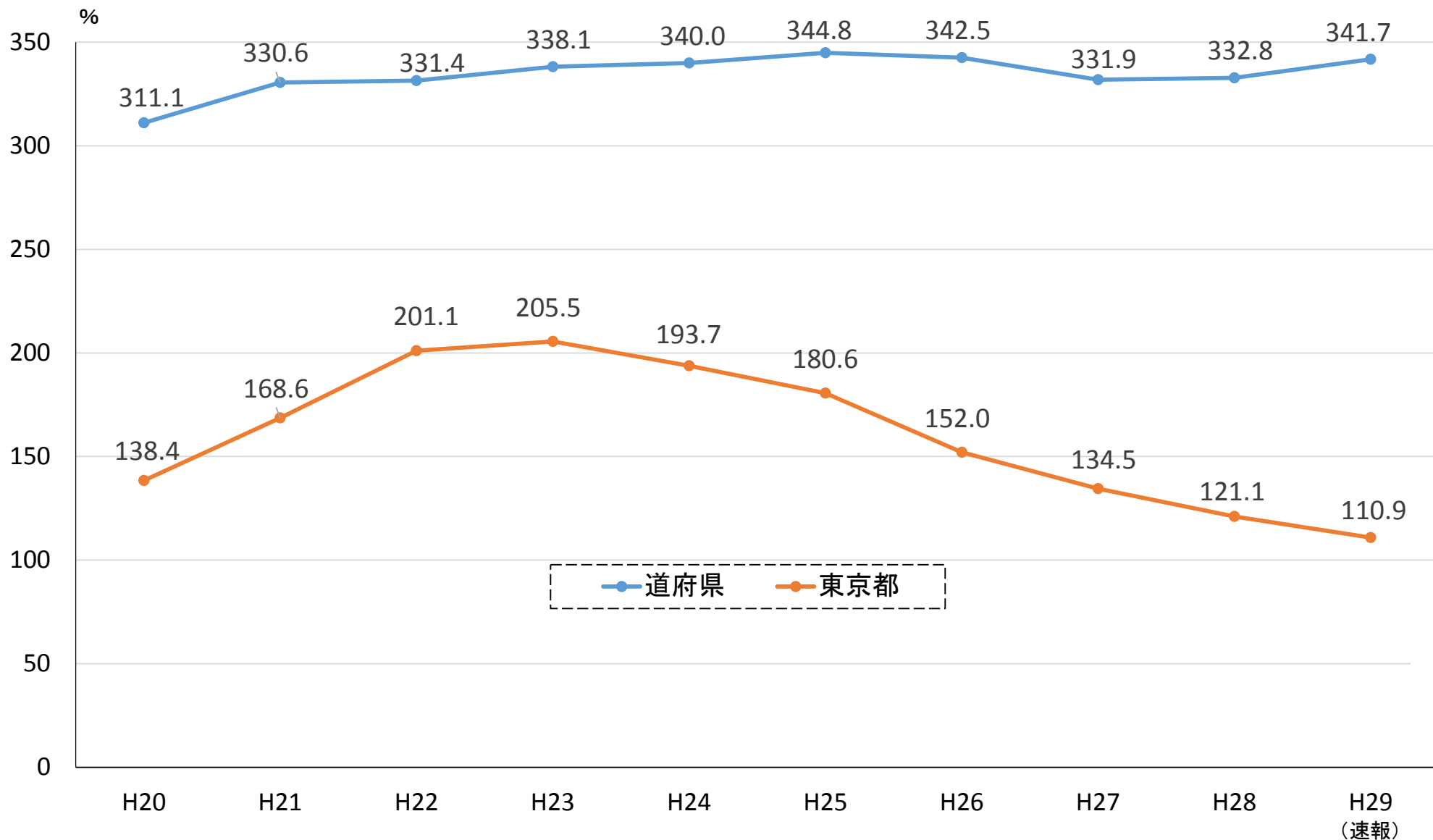
「将来負担比率」…地方公共団体の普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する割合。



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

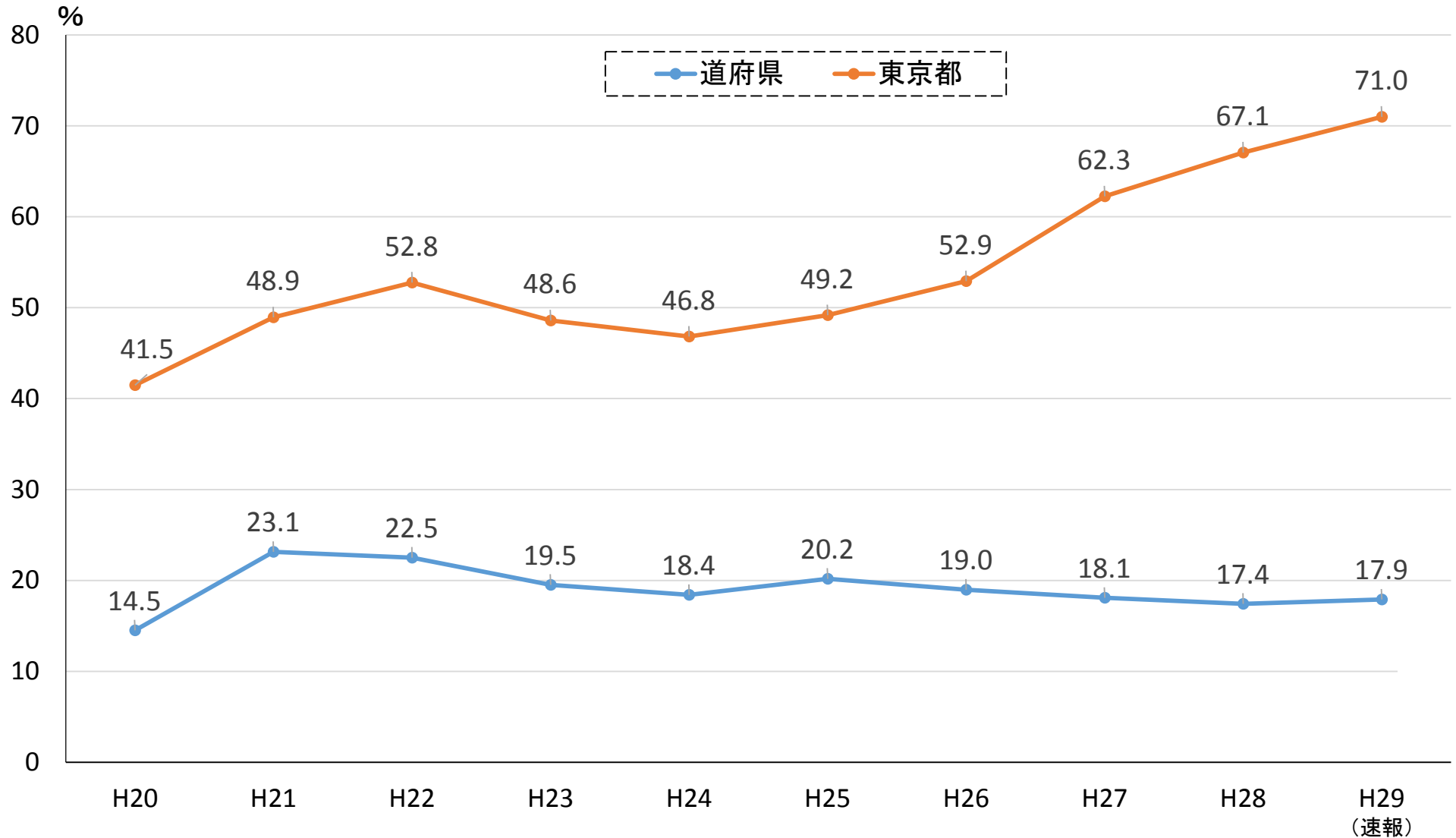
地方債現在高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

基金残高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 基金残高は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の合算である。（東日本大震災分及び平成28年熊本地震分を除く。）

※3 道府県の数値は、道府県の加重平均。